

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 により随意契約をすることができる場合	今回の契約が左に該当すること等の説明
特定の者でなければ供給することができないものを調達するとき。	1 調達する財産や役務等の内容及びその特殊性 各収納代理金融機関等の口座振替データの伝送を指定金融機関を通じて行う際に利用する回線の利用 2 特定の者以外の者が供給することができないことの説明 県民からの口座振替依頼を、収納代理金融機関や指定代理金融機関(以下「収代等」という。)は、県から直接ではなく、指定金融機関(以下「指定金」という。)を通して受けている。 口座振替の処理に関する契約も、県・指定金、指定金・収代等間のみで締結しており、口座振替データ送信のため、指定金・収代等間で回線を使用している。 そこで、各行独自のシステムや業者委託を通じて、各行の口座振替データを、同回線を通じて指定金とやり取りする必要性が生じるため、県と直接契約関係にある指定金を通して年間使用料の支払いを行う必要がある。

備考 この様式により難しいときは、必要な事項を含む適宜の様式によることができる。